

太子町物価高騰対応重点支援給付金 (住民税均等割のみ課税世帯分)のご案内

給付金の支給時期

●確認書又は申請書を正式に受理した日から概ね2週間後に支給します。

給付金の支給額

1世帯あたり **10万円**
+
子ども1人あたり **5万円**

給付対象

給付対象となる世帯

令和5年度「**住民税均等割のみ課税者**」または「**住民税均等割のみ課税者および住民税非課税者**」で構成されている世帯

※ただし、以下の①・②のいずれかに該当する世帯を除きます。

- ①令和5年1月2日以降の入国者または出生者を世帯主とする世帯
- ②世帯全員が、令和5年度住民税課税者の扶養親族等になっている世帯

加算対象

給付対象世帯の世帯員である**18歳以下の子ども**

(平成17年4月2日生まれ以降の子ども)

※ただし、住民票を移さずに施設に入所している子ども等、令和5年12月1日時点で扶養していない(生計を同一にしていない)子どもは加算対象外です。

世帯の全員が
令和5年1月1日時点で
太子町に住民登録されている

世帯の中に
令和5年1月2日以降に
太子町に転入された方がいる

太子町から「**確認書**」を送付します。

要 返 送

確認書の返送期限※消印有効
令和6年5月31日(金)

申請が必要です

対象となる可能性がある世帯には、申請書が届きます。給付対象であるにも関わらず、お手元に届かない場合はご相談ください。

給付手続きの詳細は裏面をご確認ください。

給付金の手続き方法

世帯の全員が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- ・対象と思われる世帯には、太子町から、給付内容や確認事項が記載された「**確認書**」が届きます。
- ・「確認書」に必要事項を記入の上、必要書類と合わせて同封の封筒で返送してください。

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入された方がいる場合

※「申請書」による申請が必要です。

- ・対象と思われる世帯には、太子町から、給付内容や確認事項が記載された「**申請書**」が届きます。
 - ・「申請書」に必要事項を記入の上、必要書類と合わせて同封の封筒で返送してください。
- ※「申請書」による申請には、令和5年1月1日時点でお住まいの市町村が発行する「**令和5年度住民税課税証明書**」の写しが必要です。

※給付対象であるのに「確認書」又は「申請書」が届かない場合や、紛失した場合は、当該世帯の世帯主の方から、下記連絡先までお問い合わせ下さい。

住民税均等割のみ課税世帯かどうか不明な方

お電話での個別のお問い合わせにはお答えできません。

下記方法により確認してください。

- ・窓口での確認：役場1階税務課にお問い合わせください。
- ・郵送での証明書発行：町のホームページから申請書をダウンロードできます。




給付金の「**振り込め詐欺**」や「**個人情報の搾取**」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国（の職員）などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署が警察相談窓口専用電話（#9110）にご連絡ください。



お問い合わせ

太子町 政策総務部 秘書政策課

 0721-98-5531

受付時間9：00～17：30（土・日・祝日を除く）